

千葉市監査委員告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により、千葉市職員措置請求（20千監（住）第2号）に係る監査の結果を別紙のとおり公表します。

平成20年7月2日

| | |
|---------|-------|
| 千葉市監査委員 | 古川光一 |
| 同 | 大島有紀子 |
| 同 | 三須和夫 |
| 同 | 西巻義道 |

第1 請求の受付

1 請求の要旨

1) 千葉市長は平成19年度千葉朝鮮学園振興協議会負担金として1,442,000円を「千葉朝鮮学園振興協議会」に平成19年11月22日支払った。

2) 千葉市長は千葉市花見川区浪花町965にある「準学校法人千葉朝鮮学園」が設置した「千葉朝鮮初中級学校」に対し、千葉市に在住する生徒数に応じて負担金として支出しているが、実際の支払い先は船橋市を会長市とした「千葉朝鮮学園振興協議会」である。(証1)

平成19年1月30日付け「千風塾」の公開質問状の「5、各種学校として助成金を受け取るための用件。」の回答として、千葉市長は「千葉市私立高等学校等教育設備整備事業補助金交付要綱」とした。(証2、3、4)

この要綱の(補助の対象及び金額)第3条に於いて「市長は、事業を行う学校法人に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。」とある。

「千葉市私立高等学校等教育設備整備事業補助金交付要綱」第3条では学校法人である各種学校に交付するとしているが、千葉市長が支払っている先は、「準学校法人千葉朝鮮学園」ではなく、船橋市を会長市とした「千葉朝鮮学園振興協議会」であり、違法である。

3) 「千葉朝鮮学園振興協議会」について

平成20年3月21日に船橋市役所の受付にて「千葉朝鮮学園振興協議会」を尋ねたら、分かりませんとの返答。

また、船橋市教育委員会においても、看板、机等は一切なく、職員も実態がないとの答弁であった。

この「千葉朝鮮学園振興協議会」に属する鎌ヶ谷市では、「千葉朝鮮初中級学校」に在籍する生徒がいるが、財政難を理由に平成20年度からの負担金支出を辞め、それに伴い、平成20年4月9日に「千葉朝鮮学園振興協議会」を脱会する旨、会長市である船橋市教育委員会に脱会手続きを伺うも、電話のみの脱会届けで書類等の提出は一切いらなかった。

我々市民の税金を預かり各自治体の市長の決済を行う支出に対して、脱会手続きは市長印が押印された書類は必要なく、電話だけで済む協議会である。

これをもってしても、独立行政法人でもない「千葉朝鮮学園振興協議会」は、実態のない架空の団体である。

4) 平成19年4月20日付け「千風塾」の質問状の「意図」についての回答は「千葉朝鮮学園振興協議会会則」の第2・3条としている。(証5、6、7)

実態のない「千葉朝鮮学園振興協議会」の会則は無効である。

平成20年2月13日付け「千風の会」の公開質問状「5、「千葉朝鮮学園振興協議会」への教育助成金支出の法的根拠」の回答として、「千葉朝鮮学園振興協議会会則に基づき、負担金を支出しております。」とある。(証8、9)

実態のない「千葉朝鮮学園振興協議会会則」は無効であり、法的効力はない。

また、「千葉市私立高等学校等教育設備整備事業補助金交付要綱」にも基づかない千葉市長の「千葉朝鮮学園振興協議会」への負担金支出は違法である。

これらの行為は最終権限者である千葉市長、支出負担行為に責務のある教育委員会部長ほか担当職員がその責務を怠ったと言うほかなく、その結果千葉市に損害をもたらした。

よって監査委員は、千葉市長に対し、次のとおり勧告することを求める。

「千葉市長は1,442,000円を千葉市に返還すること。また平成20年度の千葉朝鮮学園振興協議会への公金支出をやめること。」

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

(以上、原文のまま掲載)
(別紙「事実証明書」略)

2 請求人 (略)

3 請求の要件審査

本件監査請求は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。)第242条第1項及び第2項の所定の要件を具備しているものと認め、平成20年5月2日付けで監査を実施することとした。

第2 監査の実施

1 監査の対象事項

準学校法人千葉朝鮮学園(以下「千葉朝鮮学園」という。)に補助を行っている千葉朝鮮学園振興協議会(以下「協議会」という。)に対し平成19年度に支出した負担金が、違法又は不当な公金の支出であるか否か。

また、協議会に対し平成20年度に支出する予定の負担金が、違法又は不当な公金の支出であるか否か。

2 監査対象部局

教育委員会事務局を監査対象部局とし、関係書類を調査するとともに、関係職員の事情聴取を行った。

3 請求人の証拠の提出及び陳述

自治法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対し、平成20年5月26

日に証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、請求人から新たな証拠の提出はなかったが、請求内容の補足説明がなされた。

その際、自治法第242条第7項の規定に基づき、教育委員会事務局職員が立会った。

4 関係職員等の陳述

平成20年5月26日に教育委員会事務局職員から陳述の聴取を行った。

その際、自治法第242条第7項の規定に基づき、請求人が立会った。

第3 監査の結果

1 事実の確認

(1) 千葉朝鮮初中級学校について

千葉朝鮮初中級学校（以下「千葉朝鮮学校」という。）は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第134条に規定する各種学校であり、県内で唯一の朝鮮学校であるが、同校は、昭和40年12月に千葉朝鮮学園が、千葉県知事から認可を受けて設置されている。

設立の目的は、「学校教育法に基づき本校に入学する在日朝鮮人子女に対し、初等・中等の普通教育を施し、朝鮮人として必要な教養をかん養し、併せて朝日両国民の親善に寄与しうる人材を育成する。」というものであり、日本の小学校に当たる6年制の初級部及び日本の中学校に当たる3年制の中級部から構成されている。

入学資格について、初級部は、学齢に達した朝鮮民族児童、中級部は、朝鮮民族の子女で、初級部を卒業した者又は相当年齢に達し、これと同等以上の学力を有すると認められた者とされている。

平成19年5月1日現在の千葉朝鮮学校の在籍児童生徒数は、初級部59人、中級部34人の計93人であり、県内の市町から日本における義務教育段階の朝鮮民族児童生徒が通学しており、そのうち千葉市からは初級部34人、中級部14人の計48人が通学している。

教育課程について、初級部は、国語、社会、朝鮮歴史、朝鮮地理、算数、理科、日本語、音楽などの10課程とされ、中級部は、国語、朝鮮語文法、社会、朝鮮歴史、朝鮮地理、数学、理科、日本語、英語、音楽などの14課程とされている。

(2) 協議会について

協議会は、千葉朝鮮学園振興協議会会則（以下「会則」という。）第2条に定める「千葉朝鮮学園の特殊性に鑑み、その振興を図ること」を目的として、昭和58年4月に千葉市を含む関係10市が発足させた任意団体である。

その後、千葉朝鮮学校に在籍する児童生徒が居住する他の市町が新たに協議会に加入し、平成13年度には20市町により組織されることとなり、現在に

至っている。

協議会の会長は、発足当初から船橋市長が就任しており、事務局も船橋市が担当している。

協議会は、会則第2条に定める目的を達成するために行う事業を会則第3条において、「千葉朝鮮学園に対して助成を行うこと」及び「その他この協議会の目的達成上必要なこと」としている。

また、協議会の会計については、会則第7条において、「協議会の経費は、会員の負担金その他の収入をもってこれにあてる」としている。

負担金の額は、会員市町の人口により算出された額（66,000円に10万人を超えるごとに同額を加算。ただし、594,000円を上限とする。）とそこに居住する児童生徒数により算出された額（各市町の児童生徒数に対し1人あたり16,000円）を合算した額としている。

ただし、2年連続して在籍者がいない会員市町には、翌年度の負担金を求めないものとしている。

平成17年度から同19年度までの会員市町の負担金の総額及びそのうちの市の負担額は、次表のとおりである。

会員市町の負担金は、その全額が協議会から千葉朝鮮学校を設置する千葉朝鮮学園に補助金として交付されている。

（単位：千円）

| 年 度 | 平成 17 年度 | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 |
|-------|----------|----------|----------|
| 負担金総額 | 4,884 | 4,386 | 4,420 |
| うち市分 | 1,618 | 1,378 | 1,442 |

（3）協議会の千葉朝鮮学園に対する補助金の交付手続について

協議会の千葉朝鮮学園に対する補助金の交付手続は、平成19年度について見ると、次のとおり行われている。

平成19年8月28日、協議会は、会員市町による代表者会議を開催し、協議会の当該年度予算及び議題等を審議のうえ決定した。

同年9月18日、協議会は、会員市町に対しそれぞれに割振った負担金の額を通知した。

同年9月27日、千葉朝鮮学園は、協議会に対し交付申請額442万円の補助金交付申請書を事業計画書及び収支予算書を添付のうえ提出した。

同年10月15日、協議会は、会員市町に対し負担金の請求書を送付した。

同年11月22日、市は、協議会に対し負担金の支出を行った。

同年12月10日、協議会は、千葉朝鮮学園に対し決定額442万円の補助金等交付決定通知書を送付した。

同年12月17日、千葉朝鮮学園は、協議会に対し請求額442万円の補助金等交付請求書を提出した。

同年12月26日、協議会は、上記請求書の提出を受けて、請求額と同額

の補助金を交付し、補助金の交付を受けた千葉朝鮮学園は、同日、協議会に対し領収書を発行した。

平成20年1月21日、協議会は、会員市町に対し負担金の受領及び補助金の交付完了を通知した。

同年5月27日、千葉朝鮮学園は、協議会に対し補助金実績報告書を収支計算書等を添付のうえ提出した。

上記の交付決定等の手続については、協議会の事務局で決裁を行っている。

(4) 私立学校への補助について

私立学校への補助については、私立学校法(昭和24年法律第270号)第59条において、「国又は地方公共団体は、教育の振興上必要があると認める場合には、別に法律で定めるところにより、学校法人に対し、私立学校教育に関し必要な助成をすることができる」と規定され、国又は地方公共団体が行う助成措置については別に私立学校振興助成法(昭和50年法律第61号)が定められている。

市は、私立学校への補助について、私立高等学校等教育設備整備事業補助金交付要綱(以下「教育設備補助金交付要綱」という。)を定めて、私立高等学校等に対し私立高等学校等教育設備整備事業補助金を交付している。

補助の目的については、教育設備補助金交付要綱第2条において、生徒の保護者の教育費負担の軽減を図るため、私立の高等学校並びに専修学校及び各種学校を設置する学校法人が行う教育設備整備事業に要する経費についてその一部を補助することとし、もって私立高等学校等の一層の振興に資することとされている。

また、補助対象経費については、教育設備補助金交付要綱第3条において、生徒の教育の用に供する設備の購入等に要する経費とされ、学校法人割額及び生徒数割額を合計した額又は交付申請の際に提出する教育設備購入計画書における経費の合計額のいずれかの低い額を限度としている。

平成19年度の交付実績については、高等学校には、8法人8校に対し、合計で11,406千円、専修学校には、8法人10校に対し、合計で2,143千円交付している。

なお、各種学校については、千葉朝鮮学校を除き市内に2校あるが、いずれも学校法人が設置したものではないことから、教育設備補助金交付要綱に定める補助の対象ではなく、補助金は交付されていない。

2 監査対象部局の説明

(1) 協議会について

市は、千葉朝鮮学校が県内唯一の朝鮮学校であり、県内の様々な地域から児童生徒が通学しているため、同校への補助は、それらの地方自治体が連携を図りながら広域的に対応していく必要があると考えた。

そこで、松戸市の要請を受けた船橋市から、各地方自治体が補助を行う方法

として、それらで構成する協議会を設置し、各地方自治体が負担金を拠出のうえ、協議会を通して千葉朝鮮学園に補助を行う手法が提案されたので、市としてもこれに賛同し、協議会に参加することとした。

会員市町の負担金については、概ね毎年8月頃、船橋市において代表者会議を開催し、内規によりそれぞれ算出した額を協議のうえ決定している。

この協議会による方法は、会員市町が各々千葉朝鮮学園に対し直接補助を行った場合に比べ、各地方自治体間の調整を効率的に行うことができるとともに、千葉朝鮮学校に通学する児童生徒が居住する地方自治体が会員であることから、児童生徒数に応じた応分の負担が図れるものであり、会員市町にとって有益なものである。

(2) 千葉朝鮮学園に対する補助の必要性について

ア 千葉朝鮮学校は、学校教育法に基づき千葉県が認可した各種学校であり、教育課程を見ると、県内各地方自治体から通学する義務教育段階の児童生徒に対し、公教育における基礎的教育、すなわち小学校及び中学校に相当する教育を実施していると認められる。

イ 千葉朝鮮学園の財務内容を見ると、元々財務基盤が弱く、特に最近では、児童生徒は年々減少し、授業料収入も減少し、自主財源比率は25%程度と低く、法人として財務基盤が脆弱であると認められる。

ウ 千葉朝鮮学園は、受領した補助金を就学奨励や教育機器の整備にだけでなく、日本の小・中学校とのスポーツ交流などの各種行事にも充てている。

こうした点は、千葉朝鮮学校の「朝日両国民の親善に寄与する人材を育成する。」との設立目的にも適い、相互の親善に寄与する目的に補助金を使用されていると認められる。

エ さらに、「児童の権利に関する条約」においては、人種、言語、国民的出身等にかかわらず、いかなる差別も無しに、教育を含む、児童の権利を尊重・確保することとされ、また、教育についての児童の権利を達成するため、初等教育を義務的かつ無償のものとすること、中等教育を利用する機会の付与のために必要な財政的援助を提供することなどの措置を採ること等が定められており、本件補助は、条約の趣旨に適うものであると考えられる。

以上のことから総合的に判断すると、千葉朝鮮学園に対する補助については、必要な公益性を十分に有しており、補助の必要性があるものと考えられる。

(3) 協議会における補助金の交付手続について

補助金の支出は、税金その他の貴重な財源で賄われていることに特に留意し、法令等に従って公正かつ効率的に使用することが求められる。

そこで、協議会は、補助金の交付手続に係る規程を定めていないものの、会員市町の補助金交付規則等に定められている標準的な支出手続に準じて補助金の交付事務を行っている。

しかしながら、今後は協議会の中で規程等の整備について検討する必要があるものと考えている。

(4) 他の政令指定都市及び千葉県の状況について

他の政令指定都市における朝鮮学校の補助の状況については、次表のとおりであり、「浜松朝鮮初中級学校」が休校中である浜松市を除き、全ての市において、補助金が交付されている。

ただし、全市とも交付に際しては、千葉市のように協議会を通してではなく、直接朝鮮学校に補助金を交付している。

(単位：千円)

| | | | | | |
|-------------|----------|--------|----------|---------|--------|
| 都市名 | 札幌市(1) 1 | 仙台市(1) | さいたま市(1) | 横浜市(3) | 川崎市(2) |
| 学校に対する補助金額 | 1,800 | 1,500 | 1,700 | 3,663 | 2,255 |
| 保護者に対する補助金額 | 0 | 0 | 3,180 | 3,315 | 7,632 |
| 都市名 | 新潟市(1) | 静岡市(1) | 名古屋市(1) | 京都市(4) | 大阪市(8) |
| 学校に対する補助金額 | 1,025 | 504 | 7,553 | 13,600 | 28,500 |
| 保護者に対する補助金額 | 0 | 0 | 0 | 14,151 | 0 |
| 都市名 | 堺市(0) 2 | 神戸市(3) | 広島市(1) | 北九州市(2) | 福岡市(1) |
| 学校に対する補助金額 | 1,406 | 17,722 | 685 | 4,000 | 1,900 |
| 保護者に対する補助金額 | 0 | 5,544 | 11,769 | 0 | 0 |

1 都市名欄の()は、朝鮮学校数を表す。

2 堺市内には、朝鮮学校がなく、居住する児童生徒は、大阪市(2校)及び泉大津市(1校)の朝鮮学校に通学していることから、これら3校に対し補助金を交付している。

また、千葉県は、私学振興の観点から昭和60年度より千葉朝鮮学園に対し補助金を交付しており、平成19年度の交付額は、562万円である。

3 判断

(1) 市の協議会への支出の性格について

市の協議会に対する支出は、地方自治体間の協議による「負担金」として、会則に基づき協議会に支出されているものであり、市の予算会計規則等に基づき、学校教育部長の専決など所定の手続により支出されている。

請求人は、本件の支出が教育設備補助金交付要綱に基づかないのは違法であると主張するが、上記のとおり同要綱ではなく会則に基づき、会員市町の負担金として支出されているものであり、同要綱に基づかないことをもって、支出の手続が違法となるわけではない。

なお、地方自治体で構成される任意団体に対し負担金を支出している事例としては、八都府市首脳会議の決定を受け、関係団体で構成する地球温暖化対策に係る事業を行う団体に支出しているものなどがある。

(2) 協議会の実態について

請求人は、協議会について、事務局の置かれている船橋市教育委員会において、看板、机等が無かったことや職員の対応が曖昧で要領を得なかったことを理由に実態がなく、架空の団体であるとし、また、協議会の定める会則も無効である旨

主張している。

しかしながら、協議会は、専ら会員市町から負担金を受けて、千葉朝鮮学園の振興を図るための補助の事務のみを行うものであるから、船橋市教育委員会の職員が事務局員を兼務して対応することで十分と考えられる。

また、協議会は、毎年8月頃、会員市町の代表者会議を開催し、千葉朝鮮学園に対する補助について協議を行うほか、随時、情報交換を行っていることなどから、協議会として必要な実態を備えているものと認められ、もとより架空の団体ではない。

(3) 本件負担金支出の適法性について

本件負担金は、その全額が千葉朝鮮学園に対する補助に充てられるものであることからすれば、実質的には、自治法第232条の2に定める「補助」の性格を有するものと言うことができる。

そうすると、本件負担金が適正であるためには、市が協議会を通して行っている千葉朝鮮学園への補助についても、地方自治体が直接行う補助と同様に公益性や必要性が求められ、また、その交付手続が適正に行われているものであることが必要であると言うべきである。

そこで、これらの点について、次に述べることとする。

ア 協議会の事業について

協議会に実態があり、それに対する市の負担金の支出に手続上問題がないとしても、市が公金を支出する以上、負担金の支出先である協議会の事業に公益性のあることが必要と言うべきである。

協議会の事業である千葉朝鮮学園への補助については、日本における義務教育段階の朝鮮民族児童生徒に対し、日本人児童生徒と同様に基礎的教育を受ける機会が与えられなければならないところ、千葉朝鮮学校を設置する法人の財務基盤が脆弱であり、千葉県からも補助が行われていること、また、他の政令指定都市等においても類似の補助が行われていることからすると、公益性があり、補助の必要性が認められるところである。

イ 協議会方式について

市が直接千葉朝鮮学園に対して補助するのではなく、協議会を通して補助する方式をとっていることについては、千葉朝鮮学校が県内唯一の朝鮮学校であり、在籍する児童生徒は市内のみならず、県内市町から通学しているため、当該各市町がその人口規模と在籍する児童生徒の数により、応分の負担をする仕組みとして有益である。

また、協議会方式は、資金の確保が容易であり、会員市町がそれぞれ行うのに比して効率的といえ、さらに、在籍児童生徒数が少ない市町も参加しやすいなど、会員市町にとって利点があると認められ、首肯できるところである。

ウ 協議会への負担金の額について

上記のとおり、協議会の事業には公益性があり、協議会方式で千葉朝鮮学園に補助を行うことには合理性が認められるが、その金額が妥当な範囲内のもの

であるかについても確認する。

平成17年度から19年度までの3年間の市の負担金の額及び会員市町の負担金総額は、次表のとおりである。

(単位：円)

| 区 分 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 |
|--------------|-----------|-----------|-----------|
| 市の負担金の額 | 1,618,000 | 1,378,000 | 1,442,000 |
| 児童生徒1人あたりの額* | 33,020 | 26,000 | 30,042 |
| 会員市町の負担金総額 | 4,884,000 | 4,386,000 | 4,442,000 |
| 児童生徒1人あたりの額* | 46,075 | 42,173 | 47,527 |

* 1円未満は四捨五入

以上のとおり、市の負担金の市内に在住する児童生徒1人あたりの3年間の平均額は29,687円、会員市町の負担金総額に対する児童生徒1人あたりのそれは、45,258円であるが、これらを平成17年度から19年度までに市が市立小中学校に通学する児童生徒1人あたりに対し支出した額の平均額(人件費及び学校建設費等を除く教育費の総額から算出)である76,585円と比較すると、決して高額ではない。

エ 協議会の補助金交付手続について

協議会からの千葉朝鮮学園に対する補助金は、その目的については、会則第2条に定めるとおり「千葉朝鮮学園の特殊性に鑑み、その振興を図る」ことであり、千葉朝鮮学園の事業全般が補助の対象となっている。

そうして、補助金の額については、各会員市町の人口規模と在籍する児童生徒の数に応じてその負担額が決まり、それらを合算した定額をもって補助額としているのである。

千葉県においても、補助対象事業(各学校の経常的経費に充当する経費である。)に対する補助率は定めず、毎年定額の補助をすることとしている。

千葉朝鮮学園に対する補助金の交付手続については、毎年8月頃に協議会の代表者会議を開催し、会員市町の負担金の額を決定し、諸手続については、会員市町の補助金交付規則等に定められている標準的な手続や様式を用いて行われており、9月頃には千葉朝鮮学園から協議会に事業計画書を添付のうえ交付申請書が提出され、12月頃に協議会から千葉朝鮮学園に補助金を交付し、千葉朝鮮学園からは領収書が徴されている。

補助金の実績報告については、千葉朝鮮学園の事業年度終了後の5月中に提出を受けており、就学奨励金、学芸会や運動会等の各種行事費、修繕費等の学校の振興を図るための費用に広く使われ、その効果として、学生達も勉学に励み日本学校の学生達とスポーツ交流、学校周辺県民との文化活動にも力を入れることができたなどと記載されており、協議会事務局で上記内容を確認のうえ、会員市町に報告されている。

そして、これらの手続についての決裁は、事務局の置かれている船橋市教育委員会学務課において処理されている。

定額をもって交付され、精算手続を伴わない補助金であっても、補助金が目的達成のために適正に使用され、その効果を挙げているか否かの確認手続を行うことは、当然必要なことであるが、協議会が千葉朝鮮学園に対して行っている補助金の交付については、上記に述べた諸手続や実績報告書の確認により適正に処理されているものである。

以上のとおりであるから、本件負担金の支出については、適法なものと認められる。

4 結論

以上のことから、協議会に対し平成19年度に支出した負担金が、違法又は不当な公金の支出であるとは認められない。

また、協議会に対し平成20年度に支出する予定の負担金が、違法又は不当な公金の支出であるとは認められない。